介護帰省者(準住民)について

対象者

要介護認定等を受けている住民を介護するために、本町に年間3回以上来訪する親族(配偶者、 父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫、配偶者の父母、子の配偶者)。

但し,施設入所者への面会は,対象外。

提出する物

- ・申請書(来島(帰省)計画を含む) ※割引適用にあたっては、年間3回以上来島することが条件となります。
- ・ 顔写真 (縦 3 cm×横 2.5 cm)
- ・要介護認定者等の介護保険被保険者証,介護認定結果通知書,介護区分変更通知書のいずれか の写し
- ・要介護認定者と申請者との関係が確認できるもの(戸籍謄本、戸籍抄本)

提示する物

・申請者の本人確認できるもの(マイナンバーカード,運転免許証等) ※郵便申請の場合は(写)を提出

来島報告

- ○離島割引を利用して来島された場合は、次の書類について、提出をお願いします。(郵送可) 介護による来島実績確認票
- ・利用した方の氏名、利用した日付が記載された乗船(搭乗)実績証明書又は領収書(原本)

利用方法

- ・予約をする場合は、カード番号が必要です。
- ・乗船当日(往路、復路ともに)、座席指定をする場合に、窓口でカードの提示が必ず必要です。
- ・カードを忘れた, 紛失した等の場合は, 割引適用が受けられませんので, 十分ご注意ください。

留意点

・反復継続的(年間3回以上)に来島された方が対象となります。年間3回以上利用がなかった場合は、翌年は離島割引カードの更新が受けられません。

(介護帰省者のカード有効期限は1年間)

また、返金の対象になる可能性もあります。